

令和 年 月 日

部 年 さん
保護者様

長野県小諸養護学校長 星合 祐一

出席停止について（通知）

お子さんの病気は、学校保健安全法により、病気の悪化と他の児童生徒への感染を防ぐため、下記により出席停止を指示します。出席停止の期間につきましては、学校保健安全法施行規則（裏面）に定められているとおりですが、家庭において医師と相談のうえ、適切な処置を取られますようお願いいたします。

なお、この期間中は欠席扱いになりません。

また、出席停止の期間中に医師が感染防止上支障がないと認めたとき、及び治癒したときは、お手数でも医師に下記治癒報告書を記入してもらい登校させてください。

記

1 出席停止理由

2 期 間 ----- 医師が許可する日まで -----

きりとりせん

治癒報告書

長野県小諸養護学校長 様

部 年 氏名

病名： 百日咳 麻疹 風疹 水痘 流行性耳下腺炎
その他（ ）

出席停止期間： 月 日 ～ 月 日

登校を許可します。

その他

令和 年 月 日

医療機関・医師名

学校において予防すべき感染症

1 第一種

①エボラ出血熱 ②クリミヤ・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨ジフテリア ⑩重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスに限る) ⑪中東呼吸器症候群 (MERS ウィルスに限る) 及び鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9に限る) その他「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症及び新感染症」
・・・・・・・・「治癒するまで」

2 第二種 飛沫感染する感染症で児童・生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの

- ①インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く) にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
- ②百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ③麻疹 (はしか) にあつては、解熱後、3日を経過するまで
- ④流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- ⑤風しん (三日ばしか) にあつては、発疹が消失するまで
- ⑥水痘 (水ぼうそう) にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで
- ⑦咽頭結膜熱 (プール熱) にあつては、主要症状消退後2日を経過するまで
- ⑧結核及び髄膜炎菌性髄膜炎にあつては、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
- ⑨新型コロナウイルス感染症 (COVID19) にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

3 第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性のあるもので、「症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで」

- ①腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 等ベロ毒素を産生する大腸菌によるもの)
 - ②流行性角結膜炎
 - ③急性出血性角結膜炎
 - ④コレラ
 - ⑤細菌性赤痢
 - ⑥腸チフス
 - ⑦パラチフス
- その他の感染症・・・学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医の意見を聞き、第三種「その他の感染症」として措置をとることができる疾患
- ①条件によっては、出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例
溶連菌感染症 ウィルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 (りんご病) ヘルパンギーナ
マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症
 - ②通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例
アタマジラミ 伝染性軟属種 (みずいぼ) 伝染性膿痂疹 (とびひ)